

# わが国の復興は統計を主役として

## はじめに

行政経験豊かなうえに、国会議員を経験され公選知事として御活躍、大きな輝かしい業績をあげておられる竹内知事さんが、本年国勢調査が行なわれるに当たって、自治省から新進気鋭の磯田課長さんをお呼びして、調査の万全を期されると云うありがたい御配意をいただき、統計OBの一人として本当にうれしく感謝申し上げます。

## 戦後統計機構を整備するまでの苦労

経済学者有澤廣巳先生は、「人間・美濃部亮吉さんを偲ぶ」と云う本に、占領軍指令部は、占領当初日本政府に対して、統計の整備を厳しく要求してきたが、昭和21年2月頃、次田内閣書記官長や、川島孝彦統計局長が私にその方策を相談してきた。

私は、事の重要性を考慮して、大内兵衛先生に御相談したと書かれている。

当時の吉田茂首相は、この解決には大内先生の出馬を願うほかないと云うことになって、自ら統計委員会の会長になり、副会長には、経済安定本部長官の膳桂之助氏をあて、議長には、東京帝国大学教授であられた大内兵衛先生に御就任願って、統計委員会を設立して占領軍の要求にこたえる体制をとられたと云われております。

この委員の顔ぶれは、別表のとおりですが、いずれも学識・経験豊かな方々であり、いかに統計が画期的に重要視されたかがわかります。

## 別表

### ○統計委員会設立当初の委員氏名

会長	内閣総理大臣	吉田 茂
副会長	経済安定本部長官	膳 桂之助
議長	東京帝国大学教授	大内 兵衛
委員	〃	有澤 廣巳
〃	〃	近藤 康雄
〃	東京産業大学教授	中山伊知郎
〃	横浜経済専門学校教授	森田 優三

〃	九州帝国大学教授	高橋 正雄
〃	経済安定本部第一部副部長	橋井 真
〃	大蔵省主計局長	野田 叩一
〃	内閣統計局長	川島 孝彦
〃	事務局長	美濃部亮吉
臨時委員	経済安定本部部員	正木 千冬
〃	日本銀行統計局長	篠原 周一
〃	人口問題研究所長	岡崎 文規

## 統計法の制定にいたるまで

統計委員会は、各省との統計業務の連絡調整を図りつつ、並行して、統計法の制定にむけて法案の作成にとりかかり、山中四郎氏（総務課長）があたっていましたが、同氏の急逝により、その後任として、杠文吉（ヨシハラ）総務課長がこれにあたり、内閣法制局に通いつつ、統計全般についての作成にあたりました。その整備には苦労したが、特に審議の過程において、指定統計制度を盛り込むなら、国勢調査の条項は、重複することになるから、削除したらとの意見が委員の中から出されたとき、大内兵衛委員長が、国勢調査は、歴史的にも、国際的にも、大変重要な統計調査であるとのと、これを条文に盛り込むことによって、予算の面から政府に義務づけることになるとの強い主張で、その時出席されていた、野田卯一（ウタカズ）主計局長も賛成され、原案通り無修正のまま、旧憲法のもとに帝国議会の協賛をへて、法律18号として昭和22年3月26日公布されました。この喜びを大内委員長、美濃部局長の期待にこたえることができたことをうれしい思い出として、私が公私共に御指導をいただいている杠さん（科学技術庁原子力局長）は述懐されておられます。

統計法によって、県市町村統計職員は全額国庫負担となり、国、地方自治体統計組織機構も強化されたのでした。私は統計を去ってあれから40数年を過ぎました。現在はどうなっているのでしょうか。

全国統計協会連合会参与

元茨城県調査課長 村田真道



## 戦後の国勢調査

私は統計法施行後まもない昭和22年6月から調査課に参りました。昭和22年10月1日の臨時国勢調査は初仕事でした。戦時中には中断されていたため苦労しました。もちろんほとんど新規の調査でしたから苦労もありましたが、復興という使命をもっていたので、大いにはりきりました。調査法は従来通り現在主義の旧法によりましたから零時現在という時点で、汽車に乗っていた人は車掌さんから調査済の有無をきかれたり、当時は、待合などと云うところがあって、お遊び中の方は調査の時間になると女将から調査をうけたなどと云う人也有った始末でした。

水戸でも当時には常磐公園のがけ下に大きな穴があいており穴居生活をしておられた人も可成りあって警察官の手を借りて調査をしたなどと云うこともあり、又世情が安定していなかったので住居不定の方もおられて今のように世帯中心で調査するなどとは云っておられない時代でしたので市町村の実際調査に当つておられた方々の御苦労は大変であったろうと、申訳なく思つておきました。従つて県庁では総動員体制で協力していただいたのですが、市町村長はじめ陣頭指揮をとっていただき無事調査がすんだ時はホットしたこと忘れません。

それにつけても占領軍指令部からはおしつけでなく調査がやり易いように協力していただいたことも忘れるることは出来ません。

昭和25年の国勢調査は世界センサスとして、各国と協調して実施したもので大がかりなものでした。特に本県は試験調査地区に指定されましたので司令部からは担当官のライト女史が来県され大洗地区を調査しました。統計局長であられた森田優三先生も来県されていろいろ指導をしていただきました。この時の調査はわが国では初めての常住主義で行われましたが、この方法が科学的能率的であつて円滑に調査が完了出来ました。この時

は占領軍司令部も共同でやろうと云う考えであったのか円滑に出来たものでした。そんなわけで、当時県庁前にあった司令部に私も連絡打合せに行き先方からも県庁に来課されると云うことで、この調査によって講和発効が早められたと云われる位でした。

## 全国統計協会連合会の結成と

### 全国統計大会の開催

昭和25年2月8日、京都市で開催された全国主管課長会議において、全国統計協会連合会を結成し、大内委員長が会長に、美濃部局長が副会長に選任されました。

第一回の全国統計大会は、世界センサスがすんだ昭和25年12月5日、東京神田の共立講堂において、全国からの関係者多数の参加を得て盛大に行なわれ、大内先生の熱弁は満場を沸かせ、統計マンの我々は、当時をしのび感激をあらたにしたものでした。

## 統計功労者宮中参内、

### 本県からは中山平守氏

昭和25年12月6日、各都道府県から1名宛選ばれた統計マンが、大内会長、美濃部副会長と共に皇居に参内して、天皇陛下から親しく統計調査の労をねぎらわれました。

このようなことは、当時としては、他に例がなく、破格なもので、統計関係者なればこそと鼻を高くしたものでした。

## おわりに

以上国勢調査を中心に想い出を書きましたが、統計法と並んで統計報告調整法があることを忘れてならないと思います。この法律は参議院議員で先に法務大臣になられた後藤正夫先生（現全統連会長）の統計委員会審査課長時代の若き日の労作でした。国勢調査が立派に完成されることを祈念してベンをおきます。

# 国勢調査のはなし

(その5)

## 1. 調査地域

### (1) 戦前の調査地域

国勢調査の地域は、我が国の領土内であることは、今も昔も変わらない。しかし戦前と戦後では、領土の範囲が著しく異なっている。戦前の調査では、「帝国版図」内に住んでいる人口を調べていた。帝国版図とは、当時、我が国の行政権が及んでいた内地、朝鮮、台湾、樺太（昭和18年から内地に編入された）である。

調査地域に関連してもうひとつ重要な相違点がある。それは、戦前の調査では外国の大・公使館、領事館等の外国の公館、外国の軍艦（調査の時期に我が国の港湾にあるもの）等いわゆる治外法権地域といえども例外なく調査された。

### (2) 戦後の調査地域

戦後の国勢調査は「本邦（内閣総理大臣が定める島を除く）内に住んでいる人」を調べ、我が国の行政権が事実上及んでいない地域は除外されることになってくる。

なお、国勢調査の範囲から事実上除外された地域を振り返ってみると、我が国領土の行政権回復の歩みがみられる。すなわち、昭和30年調査では26年と28年に復帰した鹿児島県の吐噶喇列島と奄美大島が、45年調査では、43年に復帰した東京都の小笠原諸島が、50年調査では、47年に復帰した沖縄県がそれぞれ新たに調査区域に加わった。この結果、昭和50年調査以降、調査から除外される地域は、いわゆる北方領土（北海道の歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）と島根県の竹島だけとなつた。

これらの島が1日も早く加わり、国勢調査の調査区域が名実とともに我が国領土の全域となることが望まれる。

### (3) 国勢調査調査区

国勢調査は、我が国全領土（厳密には我が国の行政権の及んでいない地域を除く）を調査地域として実施されるが、実際の調査に当たってはこれ

をいくつかの部分地域に分割して、それぞれの地域に調査の担当責任者をおいて行われる。この部分区域が都道府県、市区町村であり、その最小の区域が国勢調査調査区である。この調査区に水面調査区や無人調査区を除き国勢調査員が一人ずつ配置され調査が行われる。調査区は、調査員の調査担当区域を明確にし、調査の重複、脱漏を防ぐ目的を持つと同時に、小地域統計作成の単位となるものであり、また、標本調査の抽出単位としての役割を担っている。調査区は、日本全国くまなく設定されており、山岳、森林、原野、果ては無人島に至るまで、また、港湾の水域又は河川の河口など水面についても設定されている。

第1回国勢調査の調査区数は約20万となっている。これに対し、今回調査の調査区は昨年10月1日現在で設定されたが、その数は82万となっており、第1回調査の約4倍に増加している。これは、もちろん、その後の人口増加や戦後著しくなった核家族の増加が大きな原因であるが、設定基準の違いにもよる。

第1回調査では、市町村人口の段階別に1調査区世帯数を定め、これを標準として設定している。この標準は人口10万人以上の120世帯から、最も小さい1万人未満の50世帯までとなっており、現在の一般調査区がおおむね50世帯を目指として設定しているのに比べ大きい。

このような調査区の増加は、当然1調査区当たりの面積を狭くする。ごく大雑把に計算すると第1回調査が $1.9\text{km}^2$ であるのに対し、今回調査は $0.5\text{km}^2$ である。

#### ● 基本単位区の導入

国勢調査調査区は、調査員の調査担当区域を明確にし、小地域統計作成の単位となるものであるが、調査の都度調査区の境域が変わるために時系列比較を必要とする小地域統計の作成が困難な場合がある。

このようなことを背景として、今回、調査区の設定に当たっては、調査区よりも規模が小さく、

境域の固定された区画を基本単位区として導入し、調査区は基本単位区を基本として設定することにしている。

基本単位区は、住居表示実施地域においては、「街区」を、住居表示実施地域以外の地域においては「街区」に準じた区画を単位とする。

## 2. 調査事項

### (1) 調査事項は社会・経済の変化を反映

明治35年に公布された「国勢調査ニ関スル法律」によると、国勢調査は、即人口調査を意味していない。国の情勢を明らかにする調査という意味で、もっと幅広い調査として考えられていたのである。戦後制定された統計法は、国勢調査を人口に関する調査と規定しているが、これは国勢調査の実態を変更するものではなく、第1回調査以来の一貫した内容を想定しているのである。

調査事項は、第1回調査以来、男女の別、年齢、世帯上の地位上の地位等基本的事項には変化がないものの、大規模調査と簡易調査、あるいは、その時々の時代の要請によって、新たに加えられたり、削除されたりしている。新たに加えられた事項から、その時代の社会・経済の特徴をみてみよう。

大正9年国勢調査の調査事項は、①氏名、②世帯上の地位、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥職業及び職業上の地位、⑦出生地、⑧民籍別又は国籍別の8項目となっており、現在に比べ項目は限定されている。そもそも第1回国勢調査は、近代統計調査の幕開けともいべきもので、官民共に統計調査に不慣れなため調査事項にもおのずから限界があったのである。(10名連記の世帯票形式)

大正14年国勢調査は、簡易調査ということもあってわずか4項目となっている。(单記票形式-地方分査)

昭和5年国勢調査で三つの新規事項が加えられている。一つは、「従業の場所」である。交通機関

の発達によって、職場と住居との地理的間隔が次第に長くなり、昼間、都市が活動している時の人口と活動を停止している夜間の人口との差が都市とその周辺で次第に大きくなり始めたことにより、昼間人口の把握という観点からこの事項が加えられた。第二は「失業」である。昭和5年といえば、この年1月に金解禁が行われ、これを契機に大不況に突入した年である。このため失業者が増加し、大きな社会問題となっており、失業者数の把握の必要性が極めて高かったのである。もう一つの新規事項は、世帯の住居水準を知るための「住居の室数」である。

なお、大正9年調査では、職業と産業の概念が明確でなく、両者を合成した形でとらえていたが、この調査から両者の概念を明確にし、職業、産業を別々の調査事項としている。(10名連記の世帯票形式)

昭和10年調査では、「常住地」が加えられた。これは、第1回調査以来の調査対象のとらえ方、すなわち、調査時点現在にいた場所で調査対象をとらえるという現在地主義の欠点を補うもので、基本的には、現在のとらえ方、ふだん住んでいる場所で調査対象をとらえる常住地主義により人口をとらえようという事項である。(10名連記の世帯票形式)

昭和15年調査は、日支事変以後の戦時体制下における調査で、特色のある調査事項を加えている。一つは、「指定技能」で、現職と前職について、国の指定する技能を調査した。もう一つは、日支事変以後の就業構造の変化と就業移動を明らかにするため、「昭和12年7月1日現在の産業・職業」が加えられている。(5名連記の世帯票形式)

戦後初めて行われた国勢調査、すなわち、昭和22年臨時国勢調査は、戦争による荒廃と混乱から立ち直るため、その基礎となるデータを得るものとして、極めて重要な意味を持っていた。その中心となつたのは、失業に関する事項で、産業の復興と民生の安定のためには、まず、失業対策の確

## ◆統計の窓

立からという考えに基づくものであった。このため、調査事項に失業関係として「就業経験の有無」、「失業する前の産業・職業・従業上の地位」を加えている。さらに、失業に近いような就業者、すなわち潜在失業者をとらえるため「就業時間」、「追加就業希望の有無」、「その理由」などが加えられている。また、海外からの引揚者も多く、失業という面も含めて大きな問題となっており、「海外からの引揚者か否かの別」が、更に、身体障害者に関する事項が加えられている。(単記式調査票)

昭和25年調査では、依然として、失業や海外からの引揚者の問題があり、こうした事項が形を変えて調査事項として残っているほか、今後の政策の基礎となるべき人口がどのように推移していくかを明らかにしていくために、「初婚か否か」、「結婚年数」、「子供の数」など出産力に関する事項が加えられ、さらに、教育制度の再編期にあるため「在学年数」を、また、劣悪だった住宅事情の実態把握のため「住居の種類」、「所有の関係」、「畠数」などが加えられた。(60名連記の他形式調査票)

昭和30年調査は、簡易調査の年であり、25年調査こうじ基本的調査事項に限定して調査している。  
(10名連記の世帯票形式)

昭和35年調査は、戦後の復興もようやく成り、まさに高度成長期に突入せんとする頃で、人口の都市集中化が進行し始めており、人口移動の実態を明らかにするため、「1年前の常住地」が加えられた。このほか、この頃から目立ち始めた高学歴化と収入の多様化に伴い「教育」、「家計の収入の種類」が加えられた。(12名連記の世帯票形式)

昭和40年以降は、世帯事項について、従来からの「住居の種類」、「居住室の畠数」に加えて「居住室数」が調査されている。45年、55年の大規模調査においては、ますます激化した人口移動を明らかにするため、すでに調査事項となっていた「1年前の常住地」に加えて、「現住居に入居した時期」と「前居住地」を調査している。また、ふだん住んでいる常住地から従業地・通学地への「利用交通

手段」が大規模調査時に調査されてきている。しかし、昭和25年調査以来、10年毎に調査されてきた出産力に関する事項の「結婚年数」、「出生児数」が実査上調査困難ということで除かれることとなった。

平成2年国勢調査では、通勤・通学地までの遠距離化が進んでいることから、その実態を明らかにするため「通勤時間又は通学時間」が加えられる。

また、人口移動に関する事項として、昭和45年、55年調査では、「現住居に入居した時期」、「前居住地」が調査されていたが、最近の人口移動の実態をより厳密に把握するため「5年前の住居の所在地」に変えられる。住宅の規模をみるための事項として、従来の調査では「居住室の数」と「居住室の畠数」を調査していたが、近年の住宅は居住室以外のスペースが充実してきたことから「居住室の畠数」に変えて「住宅の床面積」を調査することになった。

### ●大規模調査と簡易調査

国勢調査は、統計法第4条の規定に基づいて実施される。その第2項に「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目にあたる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」という規定があり、10年ごとに行う国勢調査とその中間にに行うものと2種類規定しているが、一般に前者を大規模調査、後者を簡易調査と称しており、平成2年国勢調査は大規模調査である。

大規模調査と簡易調査の違いは調査事項の数にある。調査事項数が多くなればそれだけ集計も複雑なものとなるので、簡易調査では大規模調査の調査事項のうち基本的事項に限定して調査している。ちなみに平成2年国勢調査の調査事項数は22である。

(平成2年国勢調査茨城県実施本部広報班)

統計の窓 ◇

●各回国勢調査の調査事項一覧

大正9年 (第1回国勢調査)	大正14年 (簡易調査)	昭和5年 (大規模調査)	昭和10年 (簡易調査)	昭和15年 (大規模調査)
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
世帯における地位	—	世帯における地位	—	世帯における地位
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月日	出生の年月日	出生の年月日	出生の年月日	出生の年月日
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
民籍又は国籍	—	民籍又は国籍	—	民籍又は国籍
—	—	—	—	—
出生地	—	出生地	常住地	出生地
—	—	—	—	—
—	—	—	—	指定技能
—	—	—	—	指定職業
—	—	—	—	現職
—	—	—	—	職名
—	—	—	—	従業期間
—	—	—	—	前職
—	—	—	—	職名
—	—	—	—	従業期間
—	—	—	—	指定の学歴
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
職業及び職業上の地位	—	職業	—	事業主なりや否やの別
本業及び本業上の地位	—	本業	—	家族従業者なりや否やの別
—	—	職業	—	事業所（勤務先を含む）名
—	—	所属の産業	—	事業所の事業種目
—	—	失業	—	—
—	—	従業の場所	—	—
副業及び副業上の地位	—	副業	—	自己の勤務する部門の事業種目
—	—	職業	—	職名
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	昭和12年7月1日の
—	—	—	—	事業所（勤務先を含む）名
—	—	—	—	事業所の事業種目
—	—	—	—	自己の勤務する部門の事業種
—	—	—	—	目
—	—	—	—	職名
—	—	—	—	兵役の関係
—	—	—	—	—
—	—	—	—	本籍地
準世帯の種類及び名称	世帯の種類	準世帯の種類及び名称	準世帯の種類及び名称	準世帯の種類及び名称
世帯人員	—	世帯人員	世帯人員	世帯人員
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	住居の室数	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

# ◇統計の窓

昭和22年 (臨時調査)	昭和25年 (大規模調査)	昭和30年 (簡易調査)	昭和35年 (大規模調査)	昭和40年 (簡易調査)
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
—	世帯主との続き柄	世帯主との続き柄	世帯主との続き柄	世帯主との続き柄
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月日と数え年	出生の年月日	出生の年月日	出生の年月日	出生の年月日
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
国籍又は出身地	国籍又は出身地	国籍	国籍	国籍
—	一時現在者	—	—	—
—	出生地	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	1年前の常住地	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	在学か否かの別と在学年数	—	教育	—
—	初婚か否かの別	—	—	—
—	結婚年数	—	結婚年数	—
—	出生児数	—	出生児数	—
就業状態	就業状態	就業状態	就業状態	就業状態
就業時間	就業時間	—	就業時間	—
従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位
所属の産業	所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類
職業	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類
追加就業希望とその理由	—	—	—	—
—	—	事業所の所在地	従業地又は通学地	従業地又は通学地
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
失業者について				
就業の経験の有無				
失業前の従業上の地位	—	—	—	—
失業前の所属の産業	—	—	—	—
失業前の職業				
引揚者が否かの別	引揚者が否かの別	—	—	—
盲、おし及びつんぽ	—	—	—	—
—	調査時に在不在の別	—	—	—
—	不在の理由	—	—	—
—	世帯の種別	世帯の種別	世帯の種別	世帯の種別
—	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員
—	—	—	準世帯の種類	—
—	住居の種別	住居の種別	家計の収入の種類	住居の種類
—	住宅の所有の関係	住宅の所有の関係	住宅の所有の関係	居住室数
—	居住室の畠数	居住室の畠数	居住室の畠数	居住室の畠数
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

# 統計の窓 ◇

昭和45年 (大規模調査)	昭和50年 (簡易調査)	昭和55年 (大規模調査)	昭和60年 (簡易調査)	平成2年 (大規模調査)
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
国籍	国籍	国籍	国籍	国籍
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
現住居への入居時期	—	現住居への入居時期	—	—
従前の常住地	—	従前の常住地	—	5年前の住居の所在地
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
教育	—	教育	—	教育
—	—	—	—	—
結婚年数	—	—	—	—
出生児数	—	—	—	—
就業状態	就業状態	就業状態	就業状態	就業状態
—	—	—	—	—
従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位
所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類	所属の事業所の名称 及び事業の種類
仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類
—	—	—	—	—
従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地
利用交通手段	—	利用交通手段	—	利用交通手段
—	—	—	—	通勤時間又は通学時間
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類
世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員
家計の収入の種類	—	家計の収入の種類	—	家計の収入の種類
住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類
居室室数	居室室数	居室室数	居室室数	居室室数
居室室の畳数	居室室の畳数	居室室の畳数	居室室の畳数	—
—	—	—	—	住宅の床面積
—	—	住宅の建て方	住宅の建て方	住宅の建て方